

税の申告受付

所得税の確定申告

対象となる方

- 事業所得（商業・工業・農業などから生ずる所得）や不動産所得（地代・家賃などによる所得）などがあり、所得控除の合計を超える所得がある方
- 確定申告不要源泉分離課税の選択をしていない一定以上の配当所得がある方
- 給与所得者で所得控除の合計を超える所得があり、次に該当する方
 - ① その年中の給与の収入が2千万円を超える方
 - ② 給与、退職所得以外の所得（農業・不動産所得など）の合計額が20万円を超える方
 - ③ 給与を2か所以上からもらっていて、かつ、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額との合計額が20万円を超える方
 - ④ 日雇い労働者などで給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されていない方
- 源泉徴収票を取得してから申告にお出かけください。

税務署の申告相談

2月17日(月)から3月16日(月)まで、秩父税務署で受付を行います。
 (受付時間は、午前8時30分から午後4時までですが、会場の混雑状況により受付を早めに締め切ることがあります。土・日曜日、祝日は閉庁日です。)

なお、町の申告受付日程表にあわせて税務課でも受付を行います。
 ※複雑な譲渡所得がある方、新しく住宅ローン控除を受ける方、雑損控除を受ける方など申告の内容によっては税務署へご案内する場合があります。

申告時にはこれらをお忘れなく

※待ち時間短縮のため、「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」などはあらかじめ作成したうえでお越しください。

■ マイナンバーカード又は通知カードと運転免許証などの本人確認書類	② 社会保険料控除がある方 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の支払証明書又は領収書
■ 税務署から送付されたお知らせ	③ 生命保険料控除がある方 生命保険料控除証明書
■ 利用者識別番号確認書類（取得している方）	④ 地震保険料控除がある方 地震保険料控除証明書
■ 印鑑（スタンプ印は除く）	⑤ 障害者控除がある方 障害者手帳又は福祉事務所長の証明など
■ 所得の計算に必要な資料	⑥ 寄附金控除がある方 寄附先が発行する受領証明書 など
① 給与・年金収入のある方 源泉徴収票（原本） ※複数枚ある方はすべてないと申告できません。	⑦ 雑損控除がある方 損害を受けた資産の明細、取壊しなど災害に関して支出した金額の領収書、保険金などで補填された金額のわかるもの など
② 営業・農業・不動産所得のある方 所得計算のもとになる帳簿（仕入帳・売上帳・納税帳など）、収支内訳書	⑧ 住宅ローン控除（1年目）がある方 登記簿謄本、工事請負契約書・土地売買契約書の写し、借入金の年末残高等証明書 など
③ 土地などを売却した方 売買契約書、仲介手数料の領収書 など	■ 還付又は納付になる方 金融機関の預金口座番号、通帳印
■ 控除計算に必要な資料 ※源泉徴収票に控除額が記載されている分については不要です。	■ その他申告に必要な書類
① 医療費控除がある方 医療費控除の明細書又は医療費通知と領収書	

台風19号などにより被害を受けられた方へ

災害などにより住宅や家財などに損害を受けた場合には、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。詳しくは秩父税務署へお問合せください。

所得税の確定申告に必要な「利用者識別番号」の取得をお願いします

今年の確定申告期間中に町の申告会場で作成する令和元年分の確定申告書における税務署への提出方法を、これまでの書面提出に代えて原則電子申告（e-Tax）により提出することとしました。

電子申告とすることで証明書類の添付が省略できるほか、還付申告の場合には従来に比べ早期還付が可能となります。

なお、電子申告では、申告者一人ひとりに割り当てられる「利用者識別番号」が必要となります。町の申告会場でも取得できますが、税務署などで取得されている方は、税務署から送付される申告のお知らせ八ガキなどをご持参ください。

問合せ 秩父税務署 ☎22・4433 / 税務課 ☎66・3111 内線111~116